

【件名】 A C Tにおける新型コロナウイルス感染の可能性のある地点及び当館領事窓口
(COVID-19 関連)

【ポイント】

- A C T 政府が発表している感染の可能性があった地点 (Exposure locations) が、毎日追加・更新されていますので、下記リンク先から定期的にご確認ください。
- 上記地点に特定の日時に訪問歴がある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで登録しなければなりません。
- 感染の可能性があった地点の内、濃厚接触 (Close contact)、軽度の接触 (Casual contact)、または、症状の観察 (Monitor for symptoms) により、執るべき措置が異なりますので、それぞれの措置については、下記をご覧ください。
- 当館領事窓口は通常どおり開いております。なお、領事関係の手続きの内、必要不可欠で時間が迫っている手続きについては、A C T 政府により外出可能な理由とされています。

【本文】

1 感染の可能性があった地点

(1) A C T 政府が発表している感染の可能性があった地点 (Exposure locations) が毎日追加・更新されていますので、下記リンク先から定期的にご確認ください。

○ 感染の可能性があった地点 : [https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-](https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links)

[locations?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links](https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links)

(2) キャンベラ・アウトレット・センター等、感染の可能性があった地点の内、「濃厚接触 (Close contact)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに 1 4 日間の自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで登録しなければなりません。

○ オンライン登録先 : <https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=NYTXNPJF8X>

(3) 感染の可能性があった地点の内、「軽度の接触 (Casual contact)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで登録しなければなりません。訪問したタイミングにより、執るべき措置が以下のとおりとなります。

ア 同地点に 4 日以内に滞在していた場合

検査を 2 回受ける必要があります。1 回目は同地を訪問していたことが判明してから直ちに、2 回目は、同地を訪問してから 5 日後となり、2 回目の検査で陰性の結果を受け取るまで自己隔離する必要があります。

イ 同地点に 4 日以上前に滞在していた場合

速やかに検査を受け、陰性の結果を受け取るまで自己隔離する必要があります (検査は 1 回のみ)。

ウ 上記いずれの場合でも、症状が現れた場合は、たとえ軽い症状であっても再度検査を受ける必要があります。

(4) 「症状を観察」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、症状を観察し、症状が現れた場合は検査を受けてください。

2 新型コロナウイルス検査場所

(1) A C T 政府は、検査場所の増設、及び検査能力の向上に取り組んでいます。8月17日(火)には、Kambah に新たにドライブスルーの検査施設を設置する予定とのことです。最新の検査場所については、下記からご確認ください。

○ 新型コロナウイルス検査場所：https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/symptoms-and-getting-tested/where-to-get-tested-in-the-act?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links

(2) なお、検査場所では最大6時間の待ち時間が発生しているとの報道もあります。A C T 政府は、検査に赴く人に対して、水や食料を携行することを勧めています。

3 当館領事窓口

(1) 当館領事窓口は、通常通り開いております。

(2) A C T 政府のホームページに、必要不可欠で時間が迫っている領事手続き (essential and time critical consular services) については、外出可能な理由として記載されていますので、当館からA C T 保健局に確認したところ、例えば、A C T 在住の邦人が、旅券の有効期限が切れる前の旅券申請や、事案発生から3ヶ月以内に提出することが日本の法令により義務づけられている戸籍関係の届け出 (出生届等) のために大使館に赴くことは、外出可能な理由に該当するとのことでした。

(3) 他方、A C T 政府は必要不可欠な外出理由を除いて外出しないよう求めていますので、ご要件の緊急性などをご勘案の上ご来館ください。提出期限の迫っているものなど判断に迷われる場合は、ご来館前に遠慮なく電話等でご相談ください。なお、Queanbeyan 等A C T に隣接している場合でも、N S W 州からA C T に入境する場合は、事前の許可が必要になりますので、ご留意ください。

(4) その他、ロックダウン中の領事業務に関連し、ご不明な点等ございましたら、お気軽にご相談ください。

4 A C T 政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。状況は刻一刻と変化しますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html